



「ひとつずつ
いいね！で確認

火の用心」



「令和元年度全国統一防火標語」

！野外焼却は法律により原則的に禁止されています！

法令に基づく焼却、学校教育のため、風俗慣習上・宗教上の行事によるもの、農林業を営むためにやむを得ないものは適用除外となります。

注意事項

1 野外焼却を行う際は、消防署へ届出をする

南消防署（電話0243-33-2875）に連絡し、届出を行ってください。届出がない場合、火災と間違われることもあります。

- ①いつから
- ②どこで
- ③何を
- ④どのくらいの規模か

2 風が強い日や強くなってきた際は作業をしない

強風で火が大きくなりやすく、大火になる恐れもあります。

3 燃えやすい物のそばでたき火をしない

4 必ず消火用具（水のほか、スコップなど）を準備する

確実に消火ができる準備を整えましょう。

5 焼却中は決してその場を離れない！！

*野焼きを行う際は、周辺への配慮（煙による道路視界不良等が無いよう）をお願いします。

～火災予防～

空気が乾燥しており火災が発生しやすい状態となっております。火の取り扱いには十分注意しましょう。

1 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

2 たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

3 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

4 火入れを行う際、許可を必ず受けること

5 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと



大玉村消防団・大玉村住民生活課

地域密着型ボランティア

消防団員募集!!

消防団とは…

消防団は、地域に密着した消防機関として、火災時はもとより、風水害や地震等の大規模災害時にも活躍し、地域住民の生命・財産を守るうえで重要な役割を果たします。

活動内容

○平常時

- ・火災予防や広報活動（火防巡回など）
- ・施設、機械器具の点検や訓練
- ・地域イベントの警戒活動、防災指導
- ・消防出初式など式典への参加

○火災災害時

- ・初期消火、消火活動
- ・住民の避難誘導
- ・土のう積みなどの水防活動
- ・人命捜索

団員資格

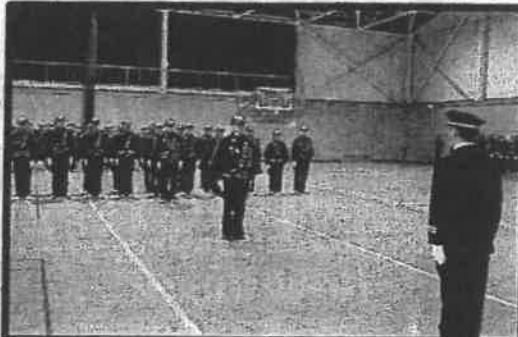
○18歳以上であること

大玉村消防団は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして、安全安心できる村づくりのため、本業の仕事を持ちながら活動しています。

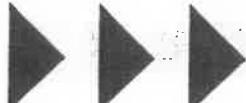
また、ひとつのチーム・仲間として年齢や職業の垣根をこえた絆・つながりを持ち、地域コミュニティー交流の輪を広げる場ともなっています。

大玉村の安全を守り、安心して暮らせる生活のためには、消防団の力が必要です。

大玉村ホームページにも団員募集内容や活動写真を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



ご連絡先



興味がある方は地元消防団へ
毎月1・15日は定期火防を行っています
問合せ先：大玉村役場住民生活課
TEL：0243-24-8091